

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年7月18日

香川県病院事業管理者 楨 野 博 史

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (救急病院看護業務手当) 13・14 略 <u>15 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における前2項の規定の適用については、第13項各号及び第14項中「8,250円」とあるのは「8,890円」と、「4,125円」とあるのは「4,445円」とする。</u>	附 則 (救急病院看護業務手当) 13・14 略 <u>(看護補助業務手当)</u> <u>15 県立病院に勤務する職員が、令和6年2月1日から同年5月31日までの間、看護補助業務に従事したときは、第9条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、1月につき3,900円の看護補助業務手当を支給する。</u> <u>16 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3,900円」とあるのは「3,900円に勤務割合を乗じて得た額」とする。</u>
(給料月額の7割措置) <u>16 略</u> <u>17・18 略</u>	(給料月額の7割措置) <u>17 略</u> <u>18・19 略</u>
(管理職手当の支給額の特例) <u>19 附則第16項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗</u>	(管理職手当の支給額の特例) <u>20 附則第17項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗</u>

じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。 <u>20</u>～<u>22</u> 略	じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。 <u>21</u>～<u>23</u> 略
--	--

附 則

（施行期日等）

- この規程は、令和7年8月21日から施行する。
- 改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（次項において「新規程」という。）附則第15項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（救急病院看護業務手当の内払）
- 改正前の香川県病院局企業職員の給与に関する規程附則第13項及び第14項の規定により支給された救急病院看護業務手当は、新規程附則第13項から第15項までの規定による救急病院看護業務手当の内払とみなす。
（香川県病院局企業職員就業規程の一部改正）
- 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （分限の手續に係る特例） 2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第16項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。	附 則 （分限の手續に係る特例） 2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第17項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。